

船舶事故等調査報告書

平成25年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第219号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成24年10月29日 08時00分ごろ
発生場所	広島県尾道系崎港第4区西御所岸壁 広島県尾道市所在の尾道灯台から真方位290° 300m付近 （概位 北緯34° 24.2′ 東経133° 11.5′）
事故等調査の経過	平成24年12月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 成田丸、173トン
船舶番号、船舶所有者等	125336、内海曳船株式会社、西日本海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷船尾部のフェンダー受台が曲損 岸壁 なし
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、尾道系崎港第4区の西御所岸壁（以下「本件岸壁」という。）において、乗船予定者を待つために左舷着けで係留中、航行船の航走波により船体が動揺した際、平成24年10月29日08時00分ごろ左舷船尾部が本件岸壁に衝突した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 約8m/s 海象：潮汐 上げ潮の末期
分析	
乗組員等の関与	なし
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、尾道系崎港第4区の本件岸壁に係留中、航行船の航走波で船体が動揺したことから、左舷船尾部が本件岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が尾道系崎港第4区の本件岸壁に係留中、航行船の航走波で船体が動揺したため、左舷船尾部が本件岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船体には、岸壁に接触しないよう防舷材を取り付けること。